

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2025年1月

(第1回訂正分)

株式会社技術承継機構

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2025年1月21日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2024年12月27日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集745,000株の募集の条件、ブックビルディング方式による売出し928,200株(引受人の買取引受による売出し710,000株・オーバーアロットメントによる売出し218,200株)の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項を、2025年1月21日開催の取締役会において決議したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「6. 投資家による本募集及び引受人の買取引受による売出しにおける関心の表明について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には___罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 2024年12月27日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行(以下「本募集」という。)の発行株式745,000株のうちの一部が、株式会社SBI証券の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「本募集における海外販売」といい、本募集における海外販売の対象となる株数を「本募集における海外販売株数」という。)されることがあります。

上記発行数は、本募集における日本国内において販売(以下「国内募集」という。)される株数(以下「本募集における国内販売株数」という。)の上限です。本募集における国内販売株数及び本募集における海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び本募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(及び引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)の需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日(2025年1月28日)に決定されます。

本募集における海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

2 【募集の方法】

2025年1月28日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で国内募集を行います。引受価額は2025年1月21日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(1,572,500円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。(略)

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄：「1,247,502,500」を「1,171,512,500」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「675,119,000」を「659,697,500」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄：「1,247,502,500」を「1,171,512,500」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「675,119,000」を「659,697,500」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

6. 仮条件(1,850円~2,000円)の平均価格(1,925円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は1,434,125,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2」を「1,572,50」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,850円以上2,000円以下の範囲とし、発行価格は、需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年1月28日に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(1,572,500円)及び2025年1月28日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(1,572,500円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「株式会社SBI証券716,100、Jトラストグローバル証券株式会社14,500、アイザワ証券株式会社3,600、岩井コスモ証券株式会社3,600、松井証券株式会社3,600、むさし証券株式会社3,600」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 上記各引受人の引受株式数には、海外販売に供される可能性がある株式数が含まれます。本募集における国内販売株数及び本募集における海外販売株数の最終的な内訳(本募集における海外販売を実施しない場合を含む。)は、本募集及び本募集と同時に進行される後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)の需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日(2025年1月28日)に決定されます。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「1,350,238,000」を「1,319,395,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「1,338,238,000」を「1,307,395,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,850円～2,000円)の平均価格(1,925円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額1,307百万円については、海外販売の手取概算額(未定)及び「1 新規発行株式」の(注) 4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限386百万円と合わせて、全額をM&A待機資金とし、2027年12月末日までに当社グループの事業拡大に資する譲受に充当する予定です。

当社グループの収益源は、譲り受けた製造業の事業から生まれる利益になります。当社は連続買収(譲受)企業として、主に製造業の譲受を適切なバリュエーションで連続的に行うことで成長していく計画です。当社は、本書提出日現在までに(親子会社又は兄弟会社は1社と数えて)10社の製造業の譲受を実行しておりますが、今後も新規の譲受を積極的に行っていく予定です。なお、1件当たりの案件に充当する資金は、一般的に対象となる譲受企業の規模等により決定されますが、現時点において具体的な内容及び金額が決定しているものではありません。また、譲受に際しては、金融機関からの借入も活用しつつ、当該M&A待機資金を充当する予定です。

現時点において、譲受の具体的な内容及び金額について決定しているものではありません。仮に2027年12月末日までに未充当額が生じた場合、借入金の返済に充当する予定であります。具体的な充当時期までは、当社名義の銀行口座にて適切に管理します。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「1,398,700,000」を「1,366,750,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「1,398,700,000」を「1,366,750,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 売出価額の総額は、仮条件(1,850円～2,000円)の平均価格(1,925円)で算出した見込額であり、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限に係るものであります。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「429,854,000」を「420,035,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「429,854,000」を「420,035,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 5. 売出価額の総額は、仮条件(1,850円～2,000円)の平均価格(1,925円)で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について

1. 本募集における海外販売に関する事項
 - (4) 本募集における海外販売の発行価額(会社法上の払込金額)

1株につき1,572.50円

(注) 前記「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2025年1月28日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(注) 1. の番号及び2. の全文削除

3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である新居英一(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2024年12月27日及び2025年1月21日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式218,200株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 218,200株
募集株式の払込金額	<u>1株につき1,572.50円</u>
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込期日	2025年3月10日(月)
払込取扱場所	東京都中央区日本橋小舟町8番1号 株式会社みずほ銀行 小舟町支店

主幹事会社は、貸株人から借り受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、2025年2月5日から2025年3月5日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式数については、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

6. 投資家による本募集及び引受人の買取引受による売出しにおける関心の表明について

(1) 投資家①の関心の表明について

① 関心の表明の内容

下記の投資家(以下「本投資家①」という。)は、2025年1月15日付けで、本募集及び引受人の買取引受による売出しにおいて、下記のとおり、仮条件の上限までの価格で決定される発行価格及び売出価格にて、下記の数の当社の普通株式を購入することへの関心を有することを表明しております。

この関心の表明は、当社の普通株式の需要に関する情報であり、また、他の投資家に販売(配分)される当社の普通株式の数に影響を与える可能性もあり得るため、その内容を以下に記載します。

関心を表明した投資家名	関心を表明した株式数 (注) 1. 及び 2.	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(注) 1. 及び 3.
りそなアセットマネジメント株式会社が運用している下記ファンド ・RM国内中小型成長株式マザーファンド ・年金投資基金信託株式口0 ・年金投資基金信託株式口Z ・Resona Japan Equity Small Cap (単独運用)	取得総額800百万円に相当する株式数	5.01%

(注) 1. 下記注3. 及び②「関心の表明の性質」に記載の理由により、実際に取得する株式数及び所有株式数の割合はこれよりも増減し、又は購入の申し込みを行わないことを決定する可能性があります。

2. 本投資家①が関心を表明した株式数は、上記ファンドの合算値になります。

3. 本書提出日現在の所有株式数及び発行済株式(自己株式を除く。)の総数に、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る上限株式数を勘案した割合の見込みになります。なお、本投資家①が、発行価格及び売出価格の仮条件の下限である1,850円で、関心を表明した株式数のすべてを取得すると仮定して計算しております。また、小数点以下第3位を四捨五入しております。

本投資家①は、本書提出日現在において、当社と資本関係はなく、また、本投資家①は共同して当社の普通株式を取得するものではありません。また、本投資家①は当社の特別利害関係者(役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員)にも該当いたしません。

本投資家①からは、一定期間当社の普通株式を継続して所有することの確約(ロックアップ)は取得しておらず、またその予定もございません。ただし、本投資家①は、当社普通株式を中長期的に保有するという保有方針を有しております。なお、本投資家①が当社の普通株式を長期保有する場合には、かかる購入はいずれも、当社の株式の流動性を低下させる可能性があります。

② 関心の表明の性質

この関心の表明は、法的拘束力のない関心の表明であり、法的拘束力のある購入の契約又は誓約ではありません。したがって、本投資家①は、本募集及び引受人の買取引受による売出しにおいてより多くの株式を購入するか、より少ない株式を購入するか、又は株式を購入しないことを決定する可能性があります。

引受人は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」(以下「配分規則」という。)第2条第1項に従い、当社の普通株式の販売(配分)につき、公正を旨とし、特定の投資家に偏ることのないよう努めますので、他の投資家による申込みの状況次第では、本投資家①に対してより少ない株式を販売するか、又は株式を販売しないことを決定する可能性があります。この点は、発行者が指定する販売先へ確定的及び優先的に株式を売付ける、所謂親引け(発行者が指定する販売先への売付け)とは異なります(配分規則第2条第2項参照)。

本投資家①が当社の普通株式を購入する場合、引受人は、本投資家①が購入する当社の普通株式について、本募集及び引受人の買取引受による売出しにおいて販売される他の普通株式と同様の引受価額でこれを取得し、当該引受価額と発行価格及び売出価格の差分は引受人の手取金となります。

(2) 投資家②の関心の表明の内容について

① 関心の表明の内容

下記の投資家(以下「本投資家②」という。)は、2025年1月15日付けで、本募集及び引受人の買取引受による売出しにおいて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して海外で販売される株式について、下記のとおり、仮条件の上限までの価格で決定される発行価格及び売出価格にて、下記の数の当社の普通株式を購入することへの関心を有することを表明しております。この関心の表明は、当社の普通株式の需要に関する情報であり、また、他の投資家に販売(配分)される当社の普通株式の数に影響を与える可能性もあり得るため、その内容を以下に記載します。

関心を表明した投資家名	関心を表明した株式数 (注) 1.	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(注) 1. 及び 2.
Jane Street Financial Limited	取得総額240百万円に相当する株式数	1.50%

(注) 1. 下記注 2. 及び②「関心の表明の性質」に記載の理由により、実際に取得する株式数及び所有株式数の割合はこれよりも増減する可能性があります。

2. 本書提出日現在の所有株式数及び発行済株式(自己株式を除く。)の総数に、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る上限株式数を勘案した割合の見込みになります。なお、当該投資家が、発行価格及び売出価格の仮条件の下限である1,850円で、関心を表明した株式数のすべてを取得すると仮定して計算しております。また、小数点以下第3位を四捨五入しております。

本投資家②は、本書提出日現在において、当社と資本関係はなく、また当社の特別利害関係者(役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。))、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員)にも該当いたしません。

本投資家②からは、一定期間当社の普通株式を継続して所有することの確約(ロックアップ)は取得しておらず、またその予定もございません。ただし、本投資家②は、当社普通株式を中長期的に保有するという保有方針を有しております。なお、本投資家②が当社の普通株式を長期保有する場合には、かかる購入はいずれも、当社の株式の流動性を低下させる可能性があります。

なお、本投資家②の概要は下記となります。

投資家名	Jane Street Financial Limited
所在地	2 & A Half Devonshire Square, London, England EC2M 4UJ, United Kingdom
最高経営責任者(CEO)	William Simpson
投資家概要	英国金融行為規制機構(FCA)の規制および認可を受けた自己勘定取引及び流動性供給を行う金融機関
保有ライセンス	英国金融行為規制機構(FCA)による金融サービス業の規制及び認可

② 関心の表明の性質

引受人は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」(以下「配分規則」という。)第2条第1項及び第14条に従い、当社の普通株式の販売(配分)につき、公正を旨とし、特定の投資家に偏ることのないよう努めますので、他の投資家による申込みの状況次第では、本投資家②に対してより少ない株式を販売するか、又は株式を販売しないことを決定する可能性があります。この点は、発行者が指定する販売先へ確定的および優先的に株式を売付ける、所謂親引け(発行者が指定する販売先への売付け)とは異なります(配分規則第2条第2項参照)。

本投資家②は、金融商品取引法に基づく本募集に係る有価証券届出書の効力が発生し、その効力が停止していないこと等を条件として、関心を表明した株式数のうち、引受人から販売(配分)が行われた数について、当社の普通株式を購入する義務を負うことを了承しています。

本投資家②が当社の普通株式を購入する場合、引受人は、本投資家②が購入する当社の普通株式について、本募集及び引受人の買取引受による売出しにおいて販売される他の普通株式と同様の引受価額でこれを取得し、当該引受価額と発行価格及び売出価格の差分は引受人の手取金となります。